

内閣府令第七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項、第三十一条の十二第一項、第三十一条の十二第二項において読み替えて準用する第二十七条第二項、第三十一条の十七第一項及び第三十一条の十七第二項において読み替えて準用する第三十一条の二第二項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十四年三月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号に次のように加える。

二 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の

長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの二葉

第七条第三号中「この条及び第十三条において」を削り、同条第五号中「営業者」を「当該営業を営む者」に改め、「除く。」の下に「以下同じ。」を加える。

第八条の見出し中「廃止又は変更」を「廃止等」に改め、同条中「第二十七条第二項」の下に「（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九条の二中「第三十一条の七第二項」の下に「及び法第三十一条の十七第二項」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（店舗型電話異性紹介営業の届出書の記載事項）

第九条の三 法第三十一条の十二第一項第四号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 営業の方法

二 法第三十一条の十三第三項の規定により講ずる措置の内容

三 営業所の構造及び設備（法第二条第九項に規定する電気通信設備を含む。）の概要

四 個人である場合には、本籍及び生年月日

五 法人である場合には、役員の氏名、住所、本籍及び生年月日

六 営業所における業務の実施を統括管理する者の氏名、住所、本籍及び生年月日

七 営業を開始しようとする年月日

(準用規定)

第九条の四 第九条の規定は、法第三十一条の十六第一項の内閣府令で定める様式について準用する。

(無店舗型電話異性紹介営業の届出書の記載事項)

第九条の五 法第三十一条の十七第一項第五号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 営業の方法

二 法第三十一条の十八第三項の規定により講ずる措置の内容

三 法第二条第十項に規定する電気通信設備の概要

四 個人である場合には、本籍及び生年月日

五 法人である場合には、役員の氏名、住所、本籍及び生年月日

六 事務所における業務の実施を統括管理する者の氏名、住所、本籍及び生年月日

七 営業を開始しようとする年月日

附 則

(施行期日)

この府令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。ただし、第一条第六号二を加える改正規定は、平成十四年七月一日から施行する。